

教職員必携



学校園で

合理的配慮

の提供が義務付けられました。

合理的配慮
とは

障がいのある子ども・「発達のおまずき」のある子どもなどが共に学校教育を受けるために、学校などがその状況に応じて提供する、個別に必要とされる支援や配慮のことを指します。

平成28年4月施行「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障害者差別解消法

ハンドブック

板橋区教育委員会

平成30年3月

障害者差別解消法ハンドブックの発行にあたって

平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、合理的配慮や基礎的環境整備など、教育現場にも大きな影響を与える法律です。

このハンドブックは、区立学校園の教職員を対象に、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」を分かりやすく解説したものです。また、合理的配慮の学校での事例を掲載しました。

学校園の教職員の皆さんには、この事例を参考に合理的配慮に関する実践を推進するとともに、ご自身で実践した経験を他の教職員にもお伝えください。

少しでも児童生徒の困り感を減らすために、このハンドブックが役立っていただけるよう、皆さんの実践を基に今後更に事例の掲載数を増やし、区立学校園における合理的配慮の提供について一層の充実を図ってまいります。

板橋区教育委員会事務局指導室

《目 次》

障害者差別解消法 概要	1 ページ
障害者差別解消法施行までの 10 年	3 ページ
障害者差別解消法 解説	4 ページ
合理的配慮 Q & A	1 2 ページ
合理的配慮事例集	1 5 ページ
直感で分かる！合理的配慮と基礎的環境整備	8 1 ページ



平成28年4月

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行

平成28年4月、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「**障害者差別解消法**」）が施行されました。この法律では、学校教育に関しても次のことが求められています。



● 「不当な差別的取扱いの禁止」

国や地方公共団体が設置する学校において、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

● 「合理的配慮の提供」

国や地方公共団体が設置する学校において、障がいのある（**手帳所持の有無や診断の有無とは関係ありません**）児童生徒等の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮（以下「**合理的配慮**」）を提供しなければなりません。



なお、**合理的配慮**の充実のため、障がいのある子どもに対する支援については、法令に基づき、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市区町村は各市区町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うとされています。これらは「**合理的配慮**」の基礎となる環境の整備であり、「**基礎的環境整備**」と定義されています。

社会的障壁とは

障害者差別解消法は「障害のある人が、日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、様々な**社会的障壁**と相對することによって生ずるもの」という“社会モデル”を考え方の基本にしています。

この**社会的障壁**とは、生活を営むうえで妨げとなる社会的な**事物、制度、慣行、制度、観念その他一切のもの**を指します。



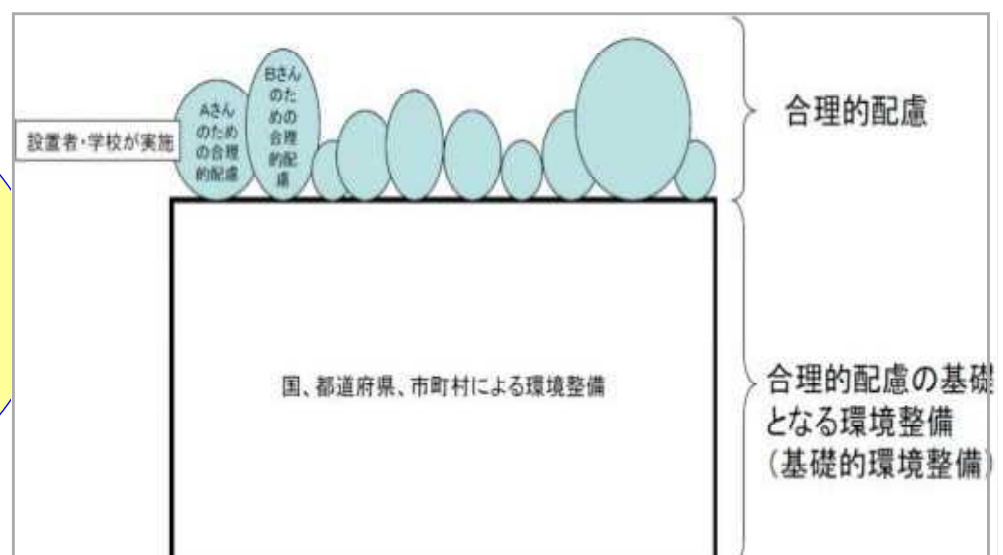
基礎的環境整備とは

障害者差別解消法に関連して、合理的配慮の基となる教育環境の整備として、各自治体や学校が、「基礎的環境整備」を行うこととなっています。学校側は、それらを基に、つまずきのある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供します。文部科学省は、基礎的環境整備の例として、以下の8項目を例示しています。

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- (7) 取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進



合理的配慮と基礎的環境整備の関係



障害者差別解消法施行までの10年間

2006年（平成18年）12月
第61回国連総会において
「障害者権利条約*」採択

2007年（平成19年）9月 日本、障害者権利条約に署名

<締結に向けて国内関係法令の整備開始>

2011年（平成23年）6月 障害者基本法改正

2012年（平成24年）6月 障害者総合支援法成立

2013年（平成25年）6月
障害者差別解消法成立、障害者雇用促進法改正

2013年（平成25年）11月、12月
衆参両院、全会一致で障害者権利条約締結を承認
<障害者権利条約締結>

2014年（平成26年）1月 国連事務局、日本の条約締結を承認

2016年（平成28年）4月
障害者差別解消法**施行

- 差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

*障害者権利条約 – 障害者の権利に関する条約

**障害者差別解消法 – 障害者の差別の解消に関する法律

障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)

条約の概要

「障害者権利条約」(正式名称:「障害者の権利に関する条約」)は、障がい者に関する初めての国際条約として、2006年(平成18年)12月の第61回国連総会において採択されました。

この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、権利を実現するための措置などについて定めています。

その内容は、条約の原則(無差別、平等、社会への包容等)、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告など多岐にわたっています。

国際的な経緯

同条約が採択されるまでに、国連では、障がい者の権利擁護に向けて数多くの取組がなされました。

1975年「障害者の権利宣言」を決議

1976年「国際障害者年(1981年)」を決議

1982年「障害者に関する世界行動計画」

「国連障害者の十年(1983年～1992年)」を決議

1993年「障害者の機会均等化に関する標準規則(障がい者の社会的障壁の除去を目指す理念)」を決議

2001年12月「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議が採択され、条約を起草するための委員会の設置が決定されました。この委員会では、障がい者のための条約を作るために「“Nothing About Us Without Us”(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」という障がい者が自身に関わる問題に主体的に関与するとの考え方を反映し、障がい者団体は傍聴の他、発言する機会も設けられました。

その後、様々な文言の調整などを経て、2006年12月13日、障害者権利条約は国連総会で採択されました。2008年4月3日に20番目のエクアドルが締約し締約国が20カ国に達したため、その1か月後の5月3日、同条約は、効力発生の要件が整い発効しました。



国内の経緯

我が国は、障害者権利条約が採択された翌年の2007年（平成19年）9月28日に条約に署名しました。

一方、条約の締結（批准）については、国内の障がい当事者等から、条約の締結に先立ち国内法の整備を始めとする障がい者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられました。

政府は、これらの意見も踏まえ（本条約の第四条においても「条約において認められる権利実現のため適当な立法措置をとること」とされています）た上で、2009年（平成21年）12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に障がい者に関する制度改革を進めていくこととしました。その後、

- ・ 障害者基本法の改正（2011年6月）
- ・ 障害者総合支援法の成立（2012年6月）
- ・ 障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正（2013年6月）等、様々な制度改革が行われました。

そして、2013年11月に衆議院本会議、翌12月に参議院本会議において、それぞれ全会一致で条約の締結が承認され、2014年1月20日に国連に条約の批准書を寄託し、141番目の締約国・機関となりました。

目的

全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。また、障がい者には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者」を含むと定義しています。

障がいとは

障害者権利条約では、障がいが発展する概念であることと定義し、さらに、障がいは、主に社会によって作られた障がい者の社会への統合の問題であるという「社会モデル」の考え方がとられています。

（前文で、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずると述べられています。）



条約の第2条（定義）では、いくつかの重要な定義がなされています。

「障害に基づく差別」とは、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。**障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。**」とされています。

また、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義しています。

なお、条約では「ユニバーサルデザイン」とは、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。」とされています。



子どもや握力の弱い方でも使いやすいハサミ

条約の第4条（一般的義務）では、

- ・ 障害者に対する差別となる既存の法令や慣習を修正したり撤廃したりするための措置をとること。
- ・ 政策や各種計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

が求められています。さらに、締約国には、地方自治体や公の機関がこの条約に従って行動することを確保することも求められています。

第5条（平等及び無差別）では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。この「**合理的配慮の否定**」を障がいに基づく差別に**含めた**ことは、本条約の特徴となっています。

第19条では、自立した生活及び地域社会への包容が謳われ、さらに、一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していることも求められています。

本条約はその第24条において、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の実現が謳われています。

この「インクルーシブ教育システム」とは、

- ・人間の多様性の尊重等の強化する
- ・障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させる
- ・自由な社会に効果的に参加することを可能とする

ことを目的とし、前述のように障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

また、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることが求められています。

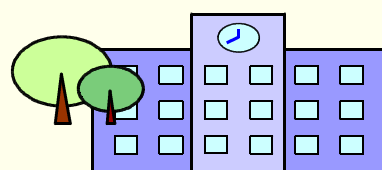
さらに、個人に必要な「合理的配慮」の提供も求められています。

なお、条約の批准に向けて各個別分野については、関係府省において検討することとされ、教育分野については、中央教育審議会初等中等教育分科会で審議が行われました。

同分科会の報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、

- 1 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。
- 2 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 1 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

と、報告されています。



障害者基本法の改正

法の概要

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念などを定めている法律であり、障害者権利条約の締結に向け国内法整備の一環として改正されました。特徴としては、「障害者」を再定義したことや「合理的配慮」の概念があげられます。

「障害者」については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされ、これは障害者権利条約における障害のとらえ方「社会モデル」すなわち、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという考え方に沿っています。この法律でも社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

改正の経緯

- 1970（昭和45）年 心身障害者対策基本法制定
- 1993（平成5）年 障害者基本法（旧法）と改称
- 2011（平成23）年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 2011（平成23）年3月22日 閣議決定
- 2011（平成23）年6月16日 衆議院において一部修正の上、全会一致で可決
- 2011（平成23）年7月29日 参議院において全会一致で可決・成立
- 2011（平成23）年8月5日 公布、同日に施行

目的

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本事項について定められています。

この法律により、障害者の福祉の充実を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

第16条において、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要施策を講じなければならない。」とされています。下線部分は、インクルーシブ教育システムそのものです。このインクルーシブ教育システムを実現する（障害のある児童生徒が他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を行使できる）ためには、個別に適当な変更・調整すなわち合理的配慮を提供することが必要となります。

また、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないとされています。これまでの就学相談・就学先決定の仕組みや流れと異なり、本人や保護者の意向を可能な限り尊重する「総合的判断」になった他、早期からの十分な情報提供や、一旦就学した後も柔軟に就学先を見直すことが求められるようになりました。



ただし、これらの早期からの教育と医療・福祉等関係機関との連携体制の整備や小・中学校での対応体制の整備については、これまでの蓄積があまりないため今後の事例の積み重ねが重要になると考えられています。



他にも、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることにより相互理解を促進することが求められています。

また、教員等人材の確保及びその資質の向上、適切な教材等の提供も必要です。学校施設などの整備を図る（基礎的環境整備:合理的配慮の基となる教育環境の整備）ことも求められています。

障害者差別解消法 (障害者の差別の解消に関する法律)

法の概要

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定*を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などが規定されています。

*障害者基本法第4条（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

制定の経緯

2010（平成22）年11月～

2012（平成24）年9月 内閣「障がい者制度改革推進本部」差別禁止部会における検討

2012（平成24）年9月14日 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見

2013（平成25）年4月26日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」閣議決定

2013（平成25）年5月31日 衆議院本会議において可決

2013（平成25）年6月19日 参議院本会議において可決

2013（平成25）年6月26日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）公布

2016（平成28）年4月1日 施行

目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることによって、そのような差別の解消を推進することが目的です。

また、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することも大きな目的として合わせもっています。



1 「差別的取扱い」の禁止

国や地方公共団体、民間事業者が、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないものとされています。

2 合理的配慮不提供の禁止

国や地方公共団体が、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現にいる場合、当該障害者に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を提供する義務があります（その実施に伴う負担が過重でない限り）。

なお、民間事業者については、努力義務となっています。

3 具体的な対応

行政機関の長、地方公共団体の機関等は、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めることとされています。

他にも、行政機関等は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければなりません。

他にも、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備、障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携、普及・啓発活動の実施などが求められています。

<障害者の権利に関する条約、改正障害者基本法、障害者の差別の解消に関する法律>

引用・参考URL一覧

- 外務省 障害者の権利に関する条約（全文）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

- 外務省 障害者の権利に関する条約説明書

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018095.pdf>

- 文部科学省 中央教育審議会初等中等分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm

- 独立行政法人福祉医療機構 「障害者差別解消法」制定までの経緯と概要について

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/appContents/wamnet_skaisyou.html

合理的配慮Q&A

Q1 そもそも合理的配慮とは、どのような配慮を指すのですか。

A1 障がい（発達のみならず等を含む）のある子どもが他の子どもと共に教育を受けるために、学校が提供する個別の変更・調整のことを指します。言い換えると、「つまずきのある子どもに個別の配慮や支援を提供すること」となります。



Q2 合理的配慮は、身体障害者手帳や愛の手帳などを持っている子どもだけに、もしくは医療機関で主治医などから診断名がついている子どもだけに、提供すればよいのですか。



A2 いいえ。手帳や診断の有無、特別支援教室の利用の有無などだけでは判断の基準にはなりません。それらが無くても、発達のみならず、その他の社会的障壁により継続的に学校生活に相当な制限を受ける子どもは、全て提供の対象となります。

障がい者手帳

Q3 本人や保護者から合理的配慮の申し出があった場合、全て提供しなければならないのでしょうか。

A3 そうではありません。合理的配慮は、学校などに対して体制面や財政面で過度の負担を課さないものとされています。後述のように保護者と丁寧なやりとりをした上で合意形成を図る必要があります。



なお、関係する法令で合理的配慮を提供しないことは、障がいを理由とする差別に含まれるとされています。慎重な対応が求められていることに留意しましょう。

Q4

合理的配慮の提供に際して、保護者（本人）と学校の意見が合わない場合はどうすればいいですか。

A4

合理的配慮の提供にあたっては、提供する主体である学校側の丁寧な説明と、それに基づく当事者との合意形成が大切です。校内の共通理解が必要な場合も考えられます。そのため、話し合いには、管理職や特別支援教育コーディネーターにも同席してもらうようにしましょう。もし、合意形成が難しいような場合は、教育委員会教育総務課に、学校の合理的配慮の提供に関する調整窓口があります。

**Q5**

具体的にどのようなものが合理的配慮なのですか。

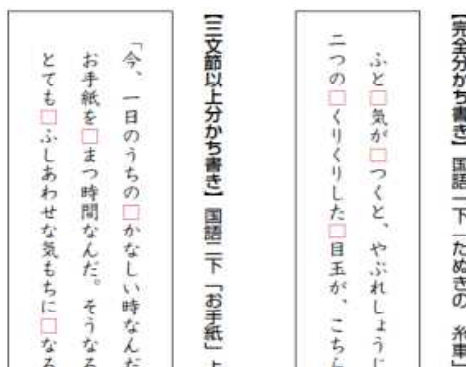
A5

例えば右図のようなものが、合理的配慮とされています。

例)「読み」につまずきがある子どもが、単語や文節などを意識しやすくするために、分かち書きのマークをつける。

※他にも、行動面への合理的配慮などもあります。

詳しくは本冊子の「合理的配慮事例集」をご覧ください。

**Q6**

学習面で特定の領域だけにつまずきが生じるお子さんがいますが、本人や保護者から合理的配慮の提供について申し出がありません。そのままでかまいませんか。

A6

学齢期の子どもたちが、自ら合理的配慮の提供を求めることは難しいでしょう。保護者についても、制度自体を知らない等の理由で申し出がないことも考えられます。

日常の様子などから、教員など学校側が、子どもの学習上・学校生活上のつまずきに気づいた場合は、合理的配慮を提供をしなければなりません。全校的な対応が必要であれば、特別支援教育委員会（校内委員会）で協議し、共通理解を図ってください。

Q7

合理的配慮はこれまで取り組んできた教育的（一般的）な支援や配慮、工夫とは異なるものなのですか。

A7

各学校には、これまで取り組んできた教育的な支援や配慮、工夫等がたくさん蓄積されていることと思います。それらを、発達につまずきなどがある子どもに、個別に提供する場合は、合理的配慮に該当します。

Q8

合理的配慮を提供するにあたって、他の子どもたちを含めた配慮事項等がありますか。

A8



学級もしくは学校全体に関わる理解啓発が必要です。一人ひとりが大切にされ、それぞれの違いが認められ、個性を発揮できる集団づくりがキーとなります。

同時に、保護者や家庭・地域に対する障がい（発達につまずきなど）の理解啓発活動を充実させていくことが大切です。

Q9

合理的配慮は、同じもの（内容）をずっと提供し続けなければならないのでしょうか。

A9

いいえ。提供する合理的配慮は、対象となる子どもの発達や成長に合わせて、少しずつ変わっていきます。実態に応じて配慮項目自体が減る可能性もあります。次の学年に引き継ぐ時は、そのことを念頭に置く必要があります。

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成しているお子さんについては、年度末に保護者と記載内容等の確認をする際に、合理的配慮についても一緒に確認するとよいでしょう。

